

## フランス会社法（8）

加 藤 徹  
小 西 みも恵  
笹 川 敏 彦  
出 口 哲 也

### 目次

#### 商法典

##### 第1部 法律

##### 第2編 商事会社および経済利益団体

##### 第2章 各種の商事会社に特有の規定

##### 第5節 株式会社

第5款 株式会社の監査（L. 225-218条-L. 225-242条）（以下、本号）

第6款 株式会社の組織変更（L. 225-243条-L. 225-245-1条）

第7款 株式会社の解散（L. 225-246条-L. 225-248条）

第8款 民事責任（L. 225-249条-L. 225-257条）

第9款 労働者参加株式会社（L. 225-258条-L. 225-270条）

##### 第6節 株式合資会社（L. 226-1条-L. 226-14条）

##### 第7節 簡易株式発行会社（L. 227-1条-L. 227-20条）

### 第5款 株式会社の監査

（株式会社の監査機関）

L. 225-218条 ① 各株式会社において、監査は1人または2人以上の会計監査役により遂行される。

（1966年7月24日法律第66-537号第218条第1項）

②～⑥は、2003年8月1日法律第2003-706号第104条により商法典L. 822-9条以下に移動された。

L. 225-219条ないし L. 225-221条 2003年8月1日法律第2003-706号第112条により廃止された。

L. 225-222条 本条は、2003年8月1日法律第2003-706号第104条により移動された規定である。<sup>(1)</sup>

L. 225-223条 本条は、2003年8月1日法律第2003-706号第112条により廃止された。

(欠格事由)

L. 225-224条 (2003年8月1日法律第2003-706号第112条により削除) 次の者は、株式会社の会計監査役となることができない：

1号 会社またはL. 223-1条に定められた子会社の発起人・現物出資者・特別利益受益者・取締役・業務執行役会または業務監査役会がある場合にはその構成員；

2号 第1号所定の者の4親等までを含めた血族および姻族；

3号 会社資本の10分の1を有する他会社または会社が資本の10分の1を有する他会社の取締役・業務執行役会または業務監査役会の構成員・取締役ならびに業務執行役会または業務監査役会がある場合にはその構成員の配偶者；

4号 会計監査役職務以外の職務にもとづいて、何らかの給料または報酬を、本条第1号所定の者・会社または前掲第3号に該当するあらゆる会社から直接または間接にまたは第三者を介して受け取る者；本規定は、国外で行われる補足的な専門職務、連結に含まれるまたは連結の範囲に含まれるべき他会社において会社の計算において会計監査役により行われる修正の特別任務には適用されない。会計監査役は、任務が公権力の請求にもとづいて会社により当該監査役に付与される限りにおいて、一時的な、限定的な目的かつ当該会計監査役の職務の範囲に含まれる当該任務に対して、会社からの報酬を受け取ることができる；

5号 社員・株主または指揮者の1人が第1号・第2号・第3号および第4号所定の地位の1つにある会計監査法人；

---

(1) 商法典 L. 822-10条に移動。

6号 会計監査役の職務以外の職務にもとづいて、あるいは会社から、あるいは取締役・業務執行役会または業務監査役会の構成員、あるいは会社資本の10分の1を有する他会社または会社が資本の10分の1を有する他会社から、継続的な職務の実行のために給料または報酬を受け取る者の配偶者；

7号 会社の名において会計監査役の職務を行う指揮者あるいは社員あるいは株主の1人が第6号所定の地位の1つにある配偶者を有する会計監査法人。

(1966年7月24日法律第66-537号第220条)

(終任後の就職制限)

L. 225-225条 (2003年8月1日法律第2003-706号第112条により削除) ①

会計監査役は、その終任後5年間は当該監査役が監査している会社の取締役・執行役員または業務執行役会の構成員に選任されることができない。同一の禁止は、会計監査法人の社員・株主または指揮者にも適用される。

② 前項と同一期間内、会計監査役は、その終任時に当該監査役により監査されている会社の資本の10%を有する他会社または被監査会社が資本の10%を有する他会社において前項と同一の職務を行うことはできない。

(1966年7月24日法律第66-537号第221条)

L. 225-226条 本条は、2003年8月1日法律第2003-706号第112条により廃止された。

(決議の無効原因)

L. 225-227条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第20-Ⅲ条により削除) 会計監査役の正規の任命を欠いてなされた決議、または(2003年8月1日法律第2003-706号第116条)《第822-1条》およびL. 225-224条 [削除]の規定に違反して選任されもしくは在任する会計監査役の報告書にもとづいてなされた決議は、無効とする。無効訴権は、正規に任命された会計監査役の報告書にもとづいて、当該決議が総会により明確に確認されるときは消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第222条)

(選任機関・員数)

L. 225-228条 (2003年8月1日法律第2003-706号第105条) 《① 会計監査役は、取締役会もしくは業務監査役会、または本節第3款所定の要件のもとに株主から提出された決議案により総会の選任に提案される。(2009年1月22日法律第2009-80号第7-X条)《会社の株式が規制市場上での取引を認められているときは、》取締役会は、執行役員または担当執行役員が取締役である場合にはその者は投票に参加することなく、提案する予定である会計監査役を選任する。》

② (2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第20-Ⅲ条により削除) (2003年8月1日法律第2003-706号第105条)《会計監査役が、会社または当該会計監査役がL. 233-16条 I およびⅡの意味で監査を行う1または2以上の会社の出資または合併手続を直近の2会計年度中に調査したときは、前項所定の決議案はその旨を記載する。

《③ L. 225-7条およびL. 225-16条所定の場合を除き、会計監査役は通常総会により選任される。

《④ 正会計監査役の拒絶・支障・辞任または死亡の場合にこの者と代わる予定である1人または2人以上の補欠会計監査役は、通常総会により選任される。正会計監査役と代わる予定である補欠会計監査役の職務は、支障が一時的なもののみである場合を除き、当該正会計監査役に付与された委任の期間満了日に終了する。後者の場合において、支障が終了したときは、正会計監査役は計算書類を承認する次の総会後に復職する。

⑤ (2003年8月1日法律第2003-706号第105条)《本編の規定を適用して連結計算書類を公示することを義務づけられている会社は、2人以上の会計監査役を選任しなければならない。

《⑥ 会計監査役は、L. 821-1条第6項に従って作成される専門会計年度規準<sup>(2)</sup>により明記された規定に応じて、計算書類の作成要件および方法の対審検査<sup>(3)</sup>を合わせて行う。専門会計年度規準は、会計監査役の任務遂行のために各会計監査役により利用するための請求の分配原則も定める。》<sup>(4)</sup>

(2) examen contradictoire

(3) norme d'exercice professionnel

(1966年7月24日法律第66-537号第223条)

L. 225-229条 本条は、2005年9月8日オールドナンス第2005-2116号第20-III条により廃止された。

翻

(株主団体による株式の行使)

訳

L. 225-230条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-2116号第20-I条) L. 823-6条所定の株式は、L. 225-120条所定の要件を満たす株主団体<sup>(5)</sup>により行使される。

(書面による質問・鑑定人の選任)

L. 225-231条 ① (2001年5月15日法律第2001-420号) L. 225-120条所定の要件を満たす株主団体、および、個別にまたは何らかの形式のもとに集まることにより会社資本の5%以上を有する1人または2人以上の株主は、会社、および場合によりL. 233-3条の意味での当該株主団体あるいは前記株主が監査する会社の業務執行の1または2個以上の行為について、取締役会長または業務執行役会長に書面により質問することができる。後者の場合には、請求は団体の利益に照らして評価されなければならない。回答は会計監査役に報知されなければならない。

《② 1ヶ月以内に回答のない場合または満足のいく回答要素の報知のない場合、当該株主は1または2個以上の業務執行行為について報告書を提出する任務を負う1人または2人以上の鑑定人の選任をレフェレにより請求することができる。》

《③ 検察官、企業委員会、および、(2009年1月22日オールドナンス2009-80号第7-XI条)《株式が規制市場上での取引を認められている》会社においては(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場当局》も、1または2個以上の業務執行行為について報告書を提出する任務を負う1人または2人以上の鑑定人の選任をレフェレにより請求することができる。》

---

(4) diligence

(5) association

④ 当該請求権が行使されるときは、裁判による決定は、鑑定人の任務および権限の範囲を定める。当該決定は、会社の負担による謝礼金を定めることができる。

⑤ 当該報告書は、請求者、検察官、企業委員会、会計監査役および場合により取締役会または業務執行役会および業務監査役会、および、(2009年1月22日オールドナンス2009-80号第7-XI条)《株式が規制市場上での取引を認められている》会社においては(2003年8月1日法律第2003-706号第46-V条)《金融市場当局》に提出される。当該報告書は、加えて、次の総会のために会計監査役により作成される報告書に添付されかつこれと同一の公示を受けなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第226条)

(鑑定人)

R. 225-163条 ① L. 225-231条所定の要件のもとに業務執行の1または2個以上の行為について報告書を提出する責任を負う鑑定人は、書記官が取締役会長または業務執行役会長を受領通知書請求付書留郵便により法廷に招集した後、レフェル形式により決定を行う商事裁判所長により、選任される。

② 鑑定人の請求が共和国検事からなされるときは、当該請求は申立により提出される；鑑定人の請求が金融市場当局からなされるときは、当該請求は受領通知書請求付書留郵便によりなされる。共和国検事以外の当事者は、受領通知書請求付書留郵便により書記官の申し出によって招集される。

③ 鑑定報告書は、書記課に付託される。書記官は、その報知を確実に行う。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第163条)

(書面による質問)

L. 225-232条 会社資本の(2001年5月15日法律第2001-420号)《5%》<sup>(6)</sup>以上を有する1人もしくは2人以上の株主またはL. 225-120条所定の要件を満たす株主団体は、当該事業年度につき2回、経営の継続を危うくする性質のあらゆる事実について、取締役会会長または業務執行役会に対し、書面により質問することができる。その回答は会計監査役に報知される。

(1966年7月24日法律第66-537号第226-1条)

(6) 旧規定は、10分の1であった。

(書面による回答)

R. 225-164条 取締役会長または業務執行役会長は、L. 225-232条の適用により当該取締役会長または当該業務執行役会長に対してなされた質問につき、1ヶ月以内に書面により回答する。当該取締役会長または当該業務執行役会長は、同一期間内に会計監査役に質問と回答の謄本を送付する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第195-1条)

(株主団体による株式の行使)

L. 225-233条 (2005年9月8日オルドナンス第2005-2116号第20-I条)

L. 823-7条所定の株式は、L. 225-120条所定の要件を満たす株主団体により行使されることができる。

L. 225-234条 本条は、2005年9月8日オルドナンス第2005-1126号第20-III条により廃止された。

(計算書類の監査)

L. 225-235条 ① (2005年9月8日オルドナンス第2005-2116号第20-III条により削除) (2003年8月1日法律第2003-706号第120条) 《自らの判断を正当化することにより、》会計監査役は、年次計算書類が正規かつ真実であることを証明し、また経過会計年度の取引の成果および会計年度末における会社の財務状態と資産について忠実な概観<sup>(7)</sup>を付与する。

《② 会社が連結計算書類を作成する場合は、(2003年8月1日法律第2003-706号第120条) 《自らの判断を正当化することにより、》会計監査役は、連結計算書類が正規かつ真実であることを証明し、また資産・財務状態および連結に含まれる企業により構成される全体の成果について、忠実な概観を付与する。L. 225-236条第4項の規定を妨げることなく、連結計算書類の証明は、連結に含まれる企業の会計監査役、または、会計監査役が1人もいない場合は当該企業の計算書類の監査について責任を負う専門家のとくに職務調査後に交付される。(2003年8月1日法律第2003-706号第112条により削除) 《後者は、連結会

---

(7) image fidèle

社の会計監査役に対し、職業上の秘密保持義務を免除される。

《③ 会計監査役は、業務執行への介入を一切除き、会社の有価証券および会計帳簿を検査し、会社の帳簿の現行規定への遵守を監査することを常時的任務として有する。会計監査役は、財務状態および年次計算書類に関して、取締役会または場合により業務執行役会の営業報告書および株主への送付文書において付与される情報の真実性および年次計算書類との一致も検査する。(2005年7月26日法律第2005-842号第9-II条)《L. 225-102-1条の初めの3項所定の情報の正確性および真実性をとくに証明する。》会計監査役は、場合により、企業団体の業務執行に関する報告書において付与された情報の真実性および連結計算書類との一致を検査する。

《④ 会計監査役は、平等が株主間において遵守されたことを確認する。》  
(1966年7月24日法律第66-537号第228条)

⑤ (2003年8月1日法律第2003-706号第120条)《会計監査役は、会計上と財務上の情報の作成および処理に関する内部監査(2009年5月12日法律第2009-526号第46-I条)《および危険管理》の手の監視のために、L. 225-100条2項所定の報告書に加えられた報告書において、場合によりL. 225-37条またはL. 225-68条所定の報告書についての所見を述べる。》(2008年7月3日法律第2008-649号第29条)《当該所見は、L. 225-37条およびL. 225-68条に必要な他の情報の作成の証拠となる。》

L. 225-236条ないしL. 225-240条 2005年9月8日オールドナンス第2005-2116号第20-III条により廃止された。

(民事責任)

L. 225-241条 ① (2005年9月8日オールドナンス第2005-2116号第20-III条により削除) 会計監査役は、その職務の遂行上自己のなした過誤および懈怠による損害の結果について、会社および第三者に対して責任を負う。ただし、会計監査役は、L. 234-1条および234-2条所定の職務の遂行につき手続をなす事実の調査および漏洩については、その責任を負わされえない。

② 会計監査役は、取締役または場合により業務執行役会構成員によりなされ  
352(1066) 法と政治 66巻4号 (2016年2月)

た犯罪行為につき、これを知りながら総会への自己の報告書においてそのことを指摘しなかった場合を除き、民事上責任を負わない。

(1966年7月24日法律第66-537号第234条)

(責任追求訴権の時効)

L. 225-242条 (2005年9月8日オールドナンス第2005-2116号第20-Ⅲ条により削除) 会計監査役に対する責任追及訴権は、L. 225-254条所定の要件のもとに時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第235条)

## 第6款 株式会社の組織変更

(組織変更の要件)

L. 225-243条 すべての株式会社においては、組織変更のときに2年以上存続しかつ最初の2会計年度に関する貸借対照表を作成して株主により承認されたときは、他の形態の会社に組織変更することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第236条)

(組織変更の手続)

L. 225-244条 ① 組織変更の決定は、会社の会計監査役の報告書に基づいてなされる。当該報告書は、純資産が会社資本と同額以上であることを証明する。

② 必要があるときは、組織変更は社債権者総会による承認および受益者持分または発起人持分の所持人による総会の承認に服する。

③ 組織変更の決定は、その手続がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められる公示に服する。

(1966年7月24日法律第66-537号第237条)

(公示)

R. 225-165条 会社の組織変更は、定款変更の場合に定められた公示の対象となる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第196条)

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(八)

(各種の会社形態への組織変更)

L. 225-245条 ① 合名会社の組織変更は、社員全員の同意を要する。この場合には、L. 225-243条およびL. 225-244条第1項所定の要件は必要とされない。

② 合資会社または株式合資会社への組織変更は、定款変更について定められた要件のもとにかつ無限責任社員となることを引き受ける社員全員の同意をもって決定される。

③ 有限会社への組織変更は、この形態の会社の定款変更について定められた要件のもとに決定される。

(1966年7月24日法律第66-537号第238条)

(ヨーロッパ会社への組織変更)

L. 225-245-1条 ① 株式会社からヨーロッパ会社への組織変更の場合には、L. 225-244条第1項は適用することができない。

② 会社は、ヨーロッパ会社への会社の組織変更計画を作成する。当該計画は、会社が登録されている管轄内の裁判所書記課に付託され、その手続がコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた公示の対象となる。

③ 裁判所の決定により選任された1人または2人以上の組織変更検査役は、自己の責任のもとに、組織変更する会社の株主に宛てに、《法律または定款が分配することを認めていない準備金により増加された資本と同額以上の純資産を有している》<sup>(8)</sup>ことを証明する報告書を作成する。当該組織変更検査役は、L. 822-11条所定の兼任禁止に服する。

④ ヨーロッパ会社への組織変更は、L. 225-96条およびL. 225-99条所定の規定に従って決定される。

(組織変更計画)

R. 229-20条 ① 225-245-1条第2項所定の株式会社の組織変更計画は、会社

---

(8) capital augmenté des réserves.

住所のある県下で法定公告受理資格のある新聞、および（2009年5月19日デクレ2009-557号第3-XIX条）《会社の株式が規制市場上での取引を認められているとき》または会社の株式がすべて記名式でないときは義務的法定公告官報に掲載される通知書の対象となる。

② 当該通知書は次の情報を含む：

1号 場合により会社住所を伴う社名・会社住所の宛名・会社資本の総額およびR. 123-237条第1号および第2号所定の事項；

2号 株式会社がヨーロッパ会社に組織変更することを検討している旨の事項；

3号 計画の日付および会社が登録されている管轄内の裁判所書記課への付託の日付と場所。

③ 組織変更行為について決定を行うために招集された最初の総会の日の1ヶ月以上前に、当該付託および当該第1項所定の公示が行われる。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第203-23条）

（組織変更検査役）

R. 229-21条 組織変更検査役は、R. 225-7条所定の要件のもとに選任されかつ当該検査役の職務を遂行する。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第203-24条）

（公示）

R. 229-22条 フランスにおいて登録されるヨーロッパ会社への株式会社からの組織変更は、R. 225-165条所定の要件のもとに公示される。

（1967年3月23日デクレ第67-236号第203-25条）

## 第7款 株式会社の解散

（存続期限前の解散）

L. 225-246条 会社の存続期限前における解散は、非常総会により宣告される。

（1966年7月24日法律第66-537号第239条）

（株主の7名未満への減少）

L. 225-247条 ① 株主の数が1年以上7名未満であるときは、商事裁判所は、あらゆる利害関係人の請求により、会社の解散を宣告することができる。

② 商事裁判所は、前項の状態を正規化するために最長6ヶ月の期間を会社に

付与することができる。本案について決定をする日に当該正規化が生じたときは、商事裁判所は解散を宣告することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第240条)

(損失による会社の解散)

**L. 225-248条** ① 計算書類上確認された損失の事実により会社の純資産が会社資本の2分の1未満になるときは、取締役会または場合により業務執行役員は、会社の存続期間前に解散をするか否かを決定するため、当該損失を明らかにした計算書類の承認のときから4ヶ月以内に、非常総会を招集しなければならない。

② 解散が宣告されないときは、会社は、遅くとも損失の確認が行われた会計年度後の第2会計年度の閉鎖日までに、L. 224-2条の規定の留保のもとに、当該期間内に純資産が会社資本の2分の1以上の価額に達するまで回復されなかった場合には、準備金で補填されえなかった損失額と同等以上、資本減少をしなければならない。

③ 前2項の場合において、総会により採択された決議は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた手続に従って公示される。

④ 総会が招集されない場合ならびに当該総会が最終の招集にもとづいて有効に決議することができなかったときは、あらゆる利害関係人は会社の解散を裁判上請求することができる。上記第2項の規定が適用されなかった場合についても同様である。すべての場合において、裁判所は、当該状態を正規化するために最長6ヶ月の期間を会社に付与することができる。本案について決定をする日に当該正規化が生じたときは、裁判所は解散を宣告することができない。

⑤ 本条の規定は、裁判上の更生中である会社または継続計画を享受する会社に適用しえない。

(1966年7月24日法律第66-537号第241条)

(管轄裁判所)

**R. 210-15条** 会社の裁判上の解散は、その訴因の如何にかかわらず、商事裁判所の管轄に属する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第198条)

(公示)

- R. 225-166条 ① 計算書類上確認された損失により会社の自己資本が会社資本の2分の1未満になったときは、L. 225-248条第1項所定の総会の決議は、会社住所地の商事裁判所書記課に付託されかつ商業及び会社登記簿に登録される。
- ② 加えて、前項の決議は、R. 210-11条の規定に従って法定公告受理資格のある新聞に公示される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第197条)

## 第8款 民事責任

(会社の無効による発起人および取締役の責任)

- L. 225-249条 ① 無効について責任を負うべき会社の発起人および無効が生じたときに在職した取締役は、株主または第三者に対し、会社の無効から生ずる損害について連帯して責任を負うものと宣告されうる。
- ② 株主のうち出資または利益が検査されずまたは承認されていない者に対しても、同様の連帯責任が宣告されうる。

(1966年7月24日法律第66-537号第242条)

(会社の無効に対する責任追及訴権の時効)

- L. 225-250条 会社の無効確定に基づく責任追及訴権は、L. 235-13条第1項所定の要件のもとに時効消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第243条)

(取締役および執行役員の責任)

- L. 225-251条 (2001年5月15日法律第2001-420号) ① 《取締役および執行役員は、》株式会社に適用しうる法律または規則の各規定に対する違反、あるいは定款違反、あるいは業務執行上なされた過失について、会社または第三者に対し、《場合に応じて単独または連帯して責任を負う》。
- ② 2人以上の取締役(2001年5月15日法律第2001-420号)《または2人以上の取締役および執行役員》が同一の行為について協働したときは、裁判所は、損害の回復における各自の責任の分担を決定する。

(1966年7月24日法律第66-537号第244条)

(株主が被った損害の回復の他株主への委任)

**R. 225-167条** L. 225-251条およびL. 225-256条の規定にもとづいて、同一の行為を理由として株主が個人的に被った損害の回復を取締役・執行役員または業務執行役員会構成員に請求することを望む当該株主は、次の要件のもとに、その中の1人または2人以上の株主に、当該株主の名において民事裁判所に提訴することを委任することができる：

1号 委任は、すべての手続行為を委任者の名において行う権限を1人または2人以上の受任者に付与することを明示的に書かれかつ記載される；不服申立を行う権限を含むときは、その旨を明示する；

2号 裁判上の請求は、各委任者の姓・名および住所ならびに当該委任者が保有する株式数を明らかにする。当該請求は、各委任者により請求されている回復額を明示する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第199条)

(訴訟手続および通知の行為)

**R. 225-168条** 訴訟手続および通知の行為は、1人または2人以上の受任者に対してのみ有効に行われたものとみなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第199-1条)

(取締役・執行役員に対する責任追及の会社訴権)

**L. 225-252条** 株主は、個人的に被った損害の回復請求訴権に加えて、個別に、または、L. 225-120条所定の要件を満たすもしくはコンセイユ・データの議を経たデクレにより定められた要件のもとに集まった株主団体により、取締役(2001年5月15日法律第2001-420号)《または執行役員》に対する責任追及の会社訴権を行使することができる。原告は、会社が蒙った全損害の回復を裁判上請求する資格を与えられ、その場合には、当該損害賠償は会社に給付される。

(1966年7月24日法律第66-537号第245条)

(会社訴権)

**R. 225-169条** ① 株主が会社資本の20分の1以上を有するときは、当該株主は、共同の利益のもとにおいて、取締役、執行役員または業務執行役員会構成員に対する会社訴権につき、攻撃するにも防御するにもこれを行使するため、その中の1人または2人以上の株主に対して、株主を代表することを自己の費用をもつ

て委託することができる。

② しかしながら、会社資本が75万ユーロを超えているときは、前項の適用により有すべき資本額は、その会社の資本の大きさに応じて次のように減少する：

- a) 最初の75万ユーロについて4%；
- b) 75万ユーロと750万ユーロの間に含まれる資本部分については2.5%；
- c) 750万ユーロと1500万ユーロの間に含まれる資本部分については1%；
- d) 上記資本の超過部分については0.5%。

③ 前2項所定の1人または2人以上の株主の、株主の資格を喪失したことまたは任意に訴えを取り下げたことによる訴訟の進行中の離脱は、当該訴訟の継続にいかなる効力も及ぼさない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第200条)

(会社訴権)

R. 225-170条 ① 会社訴権が個別的またはR. 225-169条所定の要件のもとに提訴した1人または2人以上の株主により行使されたときは、裁判所は、会社がその法定代表者を介して正規に出廷を命ぜられた場合のみ裁決をなすことができる。

② 会社とその法定代表者の間に利益の対立があるときは、裁判所は、訴訟において会社を代表するための特別代理人を選任することができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第201条)

(会社訴権および対取締役・執行役責任追及訴権)

L. 225-253条 ① 会社訴権の行使を総会に対する事前通知もしくは総会の授権に従わせる効果を有し、または当該訴権の行使の放棄をあらかじめ定めている定款条項は、すべて記載がないものとみなされる。

② いかなる総会の決定も、取締役(2001年5月15日法律第2001-420号)《または執行役員》の委任の遂行上なされた過失について、当該取締役または執行役員に対する責任追及訴権を消滅させる効果を有することはできない。

(1966年7月24日法律第66-537号第246条)

(責任追及訴権の時効)

L. 225-254条 取締役(2001年5月15日法律第2001-420号)《または執行役員》に対する責任追及訴権は、会社訴権であっても個人訴権であっても、損害惹起の行為のときまたは当該行為が隠蔽されているときはその露呈のときから起算して3年の時効により消滅する。ただし、当該行為が重罪に相当するとき

は、その訴権は10年の時効により消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号第247条)

(裁判上の更正・特別清算の場合)

L. 225-255条 企業の裁判上の更正または特別清算に関する第6編第2章の<sup>(9)</sup>規定を適用して(2005年7月26日法律2005-845号第165-Ⅱ条)《保護、裁判上の更正》または特別清算《の手續》を開始した場合、当該規定の対象とされた者については、当該規定所定の要件のもとに、会社負債について責任を負わすことができ、かつ職権停止または失権させられる。

(1966年7月24日法律第66-537号第248条)

(業務執行役員構成員の責任)

L. 225-256条 ① 会社がL. 225-57条ないしL. 225-93条の規定に服する場合には、業務執行役会の構成員は、L. 225-249条ないしL. 225-255条所定の要件のもとに、取締役と同様の責任に服する。

② 企業の裁判上の更正または特別清算に関する第6編第2章の<sup>(10)</sup>規定を適用して(2005年7月26日法律2005-845号第165-Ⅱ条)《保護、裁判上の更正》または特別清算《の手續》が開始された場合、当該規定の対象とされた者については、当該規定所定の要件のもとに、会社負債について責任を負わすことができ、職権停止または失権させられる。

(1966年7月24日法律第66-537号第249条)

(業務監査役員構成員の責任)

L. 225-257条 ① 業務監査役員構成員は、その委任の遂行上なされた自己の過失について責任を負う。当該構成員は、業務執行行為またはその行為の結果を理由としてはいかなる責任も課されない。当該構成員は、業務執行役員構成員によりなされた違法行為について、これを総会において明らかにしなかったときは、民事上の責任を宣告されうる。

(9) 第2章～第4章

(10) 第2章～第4章

- ② L. 225-253条およびL. 225-254条の規定が適用される。  
(1966年7月24日法律第66-537号第250条)

第9款 労働者参加株式会社<sup>(11)</sup>

(一般規定)

- 第225-258条 ① すべての株式会社の定款において、当該株式会社が《労働者参加》であることを定めることができる。
- ② 定款に当該条項を含まない会社は、L. 225-96条に従って手続をして、労働者参加会社に組織変更することができる。
- ③ 労働者参加会社は、株式会社に適用しうる一般原則の他、本款の規定に従う。

(1867年7月24日法律第72条)

(労働株式の発行)

- 第225-259条 会社が労働株式<sup>(12)</sup>を発行する権限を行使するときは、当該状況は、《労働者参加》という文言を加えてすべての第三者のための証書上および文書上に記載されなければならない。

(1867年7月24日法律第64条第2項)

(株式の構成)

- 第225-260条 会社の株式は、次のものから構成される：

- 1号 資本株式または資本小割株式<sup>(13)</sup>；  
2号 《労働株式》と称される株式

(1867年7月24日法律第73条)

---

(11) sociétés anonymes à participation ouvrière

労働者参加株式会社については、大森忠夫『仏蘭西商法(1)』(有斐閣、1957年)230頁を参照。

(12) actions de travail

(13) coupures d'actions de capital

## (労働株式)

- 第225-261条 ① 労働株式は、労働共同組合商事会社を構成する賃金労働者<sup>(14)</sup>（ブルーカラー<sup>(15)</sup>およびホワイトカラー<sup>(16)</sup>）の共同所有である。当該労働者参加株式会社は、1年以上前から企業に関係しかつ18歳以上であるすべての従業員を、必ずかつ排他的に包含する。有給雇用の消失は、補償金なしに労働共同組合におけるすべての権利を組合員から奪う。最終会計年度中に清算開始前に利害関係人により企業内で取得された権利の清算は、当該会計年度中に当該利害関係人により費やされた時間およびL. 225-269条の規定を考慮して、行われる。
- ② 会社が最初から労働者参加株式会社形態のもとに設立されるときは、株式会社の定款は、従業員団体に付与されるべき株式につき年度末まで留保する旨を規定しなければならない。その期間終了時に、当該株式は適法に設立された労働共同組合に交付される。
- ③ 労働共同組合に参加するブルーカラーおよびホワイトカラーに付与される利益配当は、労働者会社の定款により定められた規定および総会の決定に従って、当該ブルーカラーおよびホワイトカラーに分配される。ただし、株式会社の定款は、利益配当のあらゆる分配前に、資本株式の保有者のために、払込済資本に対して定款が定める利率に応じた額に相当する額を利益から控除することを規定しなければならない。
- ④ いかなる場合においても、労働株式は、労働共同組合の構成員である会社の従業員に個別に付与されることはできない。

(1867年7月24日法律第74条)

## (労働株式の性質)

第225-262条 労働株式は記名式であり、労働共同組合会社の名において記載され、労働者参加会社の存続期間中は譲渡することができない。

(1867年7月24日法律第75条)

---

(14) personnel salarié

(15) ouvriers

(16) employé

(総会)

**第225-263条** ① 労働共同組合会社の組合員は、当該組合員により選任された受任者により、共同組合の総会を兼ねた株式会社の総会において代表される。

② 選任される受任者は、組合員の中から選ばなければならない。受任者の数は、株式会社の定款により定められる。

③ 株式会社の各総会において当該受任者が有する議決権数は、会社の定款の適用から生じる労働株式と資本株式との割合を尊重し、出席または代表される他の株主が有する議決権数にもとづいて定められる。当該議決権数は、出席者名簿の記載にもとづいて各総会の初めに決定される。

④ 出席受任者は、当該受任者に付与された議決権を受任者間で平等に分配し、残余の議決権は、最年長者が共有する。

⑤ 労働共同組合の総会は、定款所定の期間において、定款の規定のないときは株式会社の総会の開催後4ヶ月以内に、毎年開催される。

(1867年7月24日法律第76条)

(議決権の数)

**第225-264条** ① 各組合員は、労働共同組合の総会において、1個の議決権を有する。

② 定款は、しかしながら、前会計年度の終了時に確定された計算書類にもとづいて明らかになった当事者の年間給与が18歳以上の従業員に対し会社により付与された最少賃金額の整数倍を構成することになるのと等しい最高額の範囲内で、組合員の賃金額に比例して、組合員に複数の議決権を付与することができる。

③ 定款は、組合員が賃金労働者の各種類を結集する団体により配分され、各団体は1人または2人以上の受任者を選任すること、かつ、定款が明示する多数により各団体の合意が共同組合の定款変更および定款により列挙された他の決議に必要であることを規定することができる。

(1867年7月24日法律第76-1条)

(定足数・多数)

**第225-265条** ① 労働共同組合の総会は、最初の招集については、共同組合の組合員の3分の2以上が出席または代理された場合にのみ、有効に決議をすることができる。定款は、第2回招集に基づいて開催された総会に必要な定足数を定める。定款の規定のないときは、当該定足数は出席または代理される共同組合員の2分の1である。

② 総会は、明示された議決権の多数をもって決定する。投票の手続を行う場合には、白票は算入されない。

③ しかしながら、共同組合の定款の変更および定款により列挙された他の決定については、定足数は共同組合の組合員の2分の1を下回ることはできない。さらに、当該決定は、明示された議決権の3分の2の多数をもってなされる。投票の手続を行う場合には、白票は算入されない。

(1867年7月24日法律第76-2条)

(訴訟における受任者)

**L. 225-266条** 裁判上の行為を行う場合、直近の総会において選任された受任者が、組合員を代理するため受任者の中から1人または2人以上を指名する。いかなる選任もまだなされていない場合、または、いかなる選任受任者も労働共同組合に属していない場合には、L. 225-263条第1項とL. 225-264条およびL. 225-265条所定の手続および要件のもとに、特別受任者の選任手続が行われる。

(1867年7月24日法律第76-3条)

(総会の決議)

**L. 225-267条** ① しかしながら、定款にもたらされる変更または会社の存続期間について定められた期限を超えた労働者参加株式会社の継続もしくは当該期限前の解散の提案について決議をする当該会社の総会は、当該総会が資本株式の4分の3を有する株主数から構成されている場合に限り、適法に設置されかつ有効に決議をすることができる。

② 総会の決定が労働株式に付された権利に変更をもたらす場合には、当該決

定は、労働共同組合の総会により承認された後にのみ確定される。

(1867年7月24日法律第77条)

(取締役に含まれる労働共同組合の代表者)

L. 225-268条 労働者参加株式会社の取締役会は、1人または2人以上の労働共同組合の代表者を含む。当該代表者は、株主総会により選任されかつ当該総会において共同組合を代表する受任者の中から選ばれる。その員数は、労働株式と資本株式との間に存する割合により定められる。当該代表者は、他の取締役と同一の期間をもって選任され、他の取締役と同様再任されることができない。ただし、当該代表者の委任は、会社の従業員従って会社の構成員ではなくなったときに終了する。取締役会が3名の構成員のみから構成されているときは、前記共同組合会社の代表者を少なくとも1人は含まなければならない。

(1867年7月24日法律第78条)

(解散)

L. 225-269条 ① 解散の場合には、会社財産は、資本株式の全額償却後においてのみ、株主間において分配される。

② 労働株式を表章する持分は、そのために招集された労働共同組合の総会によりなされた決定に従って、会社の営業所における継続勤務が10年以上になる、または、勤務期間が中断することなく少なくとも会社が存在した期間の2分の1に等しい現組合員と元組合員、および次の理由のうちの1つのために退職した元組合員の間で分配される：年金受給資格をもって行う自発的または強制的な退職、以前従事した職務への就労不能をもたらす疾病または障害、職務の廃止または賃金労働者の削減を理由とする解雇。

③ しかしながら、前項所定の要件を満たす元組合員は、元組合員の勤務終了からの経過年数ごとに全額の10分の1ずつを減じた勤務期間に相当する部分についてのみ分配を受ける。

④ 株式会社の解散は、労働共同組合の解散をもたらす。

(1867年7月24日法律第79条)

(解散)

L. 225-270条 I. -① 労働者参加株式会社がL. 225-248条の適用対象となる状況にありかつ解散が宣告されなかったときは、L. 225-267条第2項の規定その他一切の反対の定款条項にかかわらず、非常総会は、同条第2項所定の期間内に、労働者参加株式会社の形態の喪失およびその結果としての労働共同組合会社の解散をもたらす会社の定款変更を決定することができる。

② しかしながら、当該決定の実行は、労働法典L. 132-2条 [L. 2231-1条]の意味における代表権を有する従業員が入った1または2つ以上の労働団体と締結されかつ労働共同組合の解散について規定する企業の労働協定の存在に服する。経済および財政分野の各種規定に関する1994年8月8日法律94-679号の施行以前に、同様の目的を含みかつ同様の要件に従って締結された企業の労働協定の存在は、本項の規定に相当する。

II. -① 労働組合会社が上記Iを適用して解散するときは、組合員およびL. 225-269条第2項所定の元組合員に補償が付与される。

② 労働株式に付された権利につきとくにその性質および個々の範囲を考慮して決定される当該補償の額は、労働共同組合会社の受任者の意見表明後かつコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた方法に従って選任された独立鑑定人の報告書を検討して、株式会社の非常株主総会により決定される。

III. -① 株式会社の非常株主総会の決定について、補償は、組合員およびL. 225-269条第2項所定の元組合員の排他的利益として株式の付与の形式をとることができる。

② 当該株式は、プレミアムおよび可処分準備金からの控除額をもって発行されることができる。L. 225-206条の規定にかかわらず、株式会社は、組合員およびL. 225-269条第2項所定の元組合員に対し、自己株式をその取得から1年以内に付与するために、自己株式を取得することもできる。

③ 上記のように付与される株式は、労働共同組合会社の解散の日から起算して3年間の満了時にのみ発行されうる。

④ 前項の規定にかかわらず、株式会社の非常株主総会は、有価証券への共同投資機構<sup>(17)</sup>に関しかつ債権による共同基金<sup>(18)</sup>の創設をもたらす1988年12月23日法律第88-1201号の第21条 [通貨および金融法典L. 214-164条]の規定により規制

され、遅くとも株式の付与の日にこのために特別にかつ排他的に設立された企業の共同投資基金に、当該株式の管理を委託することを決定することができる。この場合において、財産を構成する資本部分および株式は、前項所定の期間の満了時のみ譲渡されることができる。当該基金に対する規制は、労働協定により承認される。

Ⅳ. 一本条所定の規定の適用のために、株式会社の株主総会によりなされた決定は、すべての株主および社債証券または資本への接近をただちに認める証券または資本への接近条項付証券のすべての所有者と名義人に、当然に強制される。

V. ー① II の対象となる補償は、会社における勤務期間・労働共同組合において取得された在職年数および賃金水準を考慮して、権利保有者間において分配される。

② 労働共同組合会社の解散後かつ補償の額および手続を決定する株式会社の非常株主総会の決定後6ヶ月以内に、前項の分配は、受任者の提案にもとづいて共同組合会社の総会によりなされた決定に従って、行われる。6ヶ月の期間内に分配がなされない場合には、当該分配は、会社住所を管轄する商事裁判所長により選任された清算受任者により、行われる。

③ L. 225-269条第3項の規定は、本Vの対象となる場合に適用することができる。

Ⅵ. ーIIの対象となる補償は、または場合により、その資格に対して付与される株式の価格は、労働法制および社会保障法制の適用上、賃金要素の性質を有しない。当該株式は、一般税法典94A条の規定の留保のもとに、賃金または所得について定められるすべての租税、課税および徴税<sup>(19)</sup>一切の査定対象の計算につき考慮されない。

(1867年7月24日法律第79-1条)

(鑑定人の選任)

(17) organismes de placement collectif en valeurs mobilières

(18) fonds communs de créances

(19) impôts, taxes et prélèvements

**R. 225-171条** ① 労働者参加株式会社の取締役会長または業務執行役会長会社の申立に基づいて決定を下す会社住所を管轄する商事裁判所長は、組合員およびL. 225-269条の第2項所定の組合員および元組合員に提示された補償額についての報告書を株主総会に提出する任務を負う独立鑑定人を選任する。

② 当該鑑定人は、L. 822-1条所定の表に記載された会計監査役の中から選ばれる。

③ 当該鑑定人は、L. 820-6条およびL. 822-10条ないしL. 822-14条ならびに職業倫理法典に定められた兼任禁止に服する。

(1994年9月14日デクレ第94-815号第1条)

**R. 225-172条** ① 労働者参加株式会社の取締役会長または業務執行役会長の申立は、補償について決定するために招集された非常総会の会日の3ヶ月以上前に、行われる。

② 鑑定人の報告書は、補償について決定するために招集された非常総会の開催日の35日以上前に会社住所において付託され、株主および労働共同組合会社の受任者の措置に委ねられる。

(1994年9月14日デクレ第94-815号第2条)

## 第6節 株式合資会社

(株式合資会社の社員)

**L. 226-1条** ① その資本が株式に分割されている株式合資会社は、商人の資格を有し会社債務につき無限かつ連帯の責任を負う1人または2人以上の無限責任社員と、株主である資格を有しその出資を限度としてのみ損失を負担する有限責任社員との間において設立される。有限責任社員の数、3人を下回することはできない。

② L. 225-17条ないしL. 225-93条を除き、合資会社および株式会社に関する法規は、本節所定の特別規定と抵触しない範囲内において、株式合資会社に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第251条)

(適用規定)

**R. 226-1条** R. 225-15条ないしR. 225-60条を除き、本編により制定された法規ならびに合資会社および株式会社に関する法規は、L. 226-1条ないしL. 226-14条所定の特別規定と抵触しない範囲内において、株式合資会社に適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第202条)

(業務執行者の選任・解任)

L. 226-2 条 ① 1人または2人以上の原初業務執行者は、定款において指名される。当該業務執行者は、L. 225-2 条ないし L. 225-16条により株式会社

の発起人に課されている設立手続を履行する。  
② 会社の存続中において、定款の反対の定めのないときは、1人または2人以上の業務執行者は、無限責任社員全員の同意を要件に、通常総会により選任される。

③ 業務執行者は、社員であるか否かを問わず、定款所定の要件のもとに解任される。

④ 加えて、業務執行者は、全社員または会社の請求にもとづいて、正当な理由があるときは商事裁判所により解任されることができる。これに反する条項は、すべて記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第252条)

(業務執行者の年齢制限)

L. 226-3 条 ① 定款は、明示の規定のないときは、業務執行者の職務の執行に関し、年齢制限を規定しなければならず、明文の規定のない場合は、年齢制限が65歳と定められているものとする。

② 前項所定の規定に違反してなされた任命は、すべて無効である。

③ 業務執行者が年齢制限に達したときは、当該業務執行者は、強制的に辞任したものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第252-1条)

(業務監査役会の選任)

L. 226-4 条 ① 通常総会は、定款所定の要件のもとに、3名以上の株主から構成される業務監査役会を選任する。

② (2011年1月27日法律第2011-103号第4-1条)《業務監査役会は、女性と男性の均衡した数の代表者を追求して構成される。》

③ 無限責任社員は業務監査役会の構成員となることはできず、これに反する選任は無効とする。無限責任社員の資格を有する株主は、業務監査役会構成員の選任に関与することができない。

④ 定款の規定のないときは、株式会社の取締役の選任および任期に関する法規が適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第253条)

(業務監査役会構成員の各性別の割合)

L. 226-4-1 条 ① (2011年1月27日法律第2011-103号第4-Ⅱ条。2017年1月1日施行) その株式が規制市場上での取引を認められている会社であって、かつ、継続する3事業年度につき、常勤の従業員を平均して(2020年1月1日施行の2014年8月4日法律第2014-873号第67-Ⅱ条)《250名》<sup>(20)</sup>以上雇用しなればに総取引額の純額または貸借対照表の総額が5000万ユーロ以上を示している会社においては、その任命について決定した直近の総会の終結日に、各性別の業務監査役会構成員の割合は、40パーセントを下回ることはできない。これと同様の会社において、業務監査役会が8名以下の構成員により構成されるときは、各性別構成員の数の差は、2名を超えることはできない。

② 前項に違反して行われ、かつ業務監査役会の構成の不正規を補正する効果を有しない任命は、すべて無効である。当該無効は、不正規に任命された業務監査役会構成員が参加して決議の無効をもたらさない。

(業務監査役会構成員の年齢制限)

L. 226-5 条 ① 定款は、業務監査役会構成員の職務の執行に関し、(2003年1月3日法律第2003-7号第50-Ⅱ条)《業務監査役会構成員の》全員またはその一定割合の者に対して適用される年齢の制限を定めなければならない。

② 定款に明示の規定のないときは、70歳を超える業務監査役会構成員の数は、在任中の業務監査役会構成員の3分の1を超えることができないものとする。

③ 前項所定の規定に違反してなされた任命は、すべて無効である。

---

(20) 旧規定は、50人であった。

④ 業務監査役会構成員の年齢につき定められた定款上または法律上の制限を超えたときは、定款に他の手続を定める明示規定がない限り、最年長の業務監査役会構成員は強制的に辞任したものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第253-1条)

(業務監査役会における従業員代表)

L. 226-5-1 条 (2013年6月14日法律第2013-504号第9-Ⅲ条) ① L. 225-79-2 条Ⅰ所定の基準を満たす会社においては、従業員は、L. 225-79-2 条および L. 225-80条所定の要件のもとに、業務監査役会の内部において代表する。

② 従業員を代表する業務監査役会構成員を選任する要件を決定するために必要な定款変更は、本節所定の法規に従って採択される。有限責任社員または無限責任社員の総会が L. 225-97-2 条Ⅲ第1項所定の期間内に招集されないときは、すべての従業員は、アストラントのもとに有限責任社員または無限責任社員の総会を招集することを1名の業務執行者または業務執行者のうちの1名に命じること、および同Ⅲ所定の意味において定款を変更することを目的とする決議案の案文を当該総会に付すことを、レフェレにより決定する裁判所長に請求することができる。

(会計監査役の選任)

L. 226-6 条 通常総会は、1人または2人以上の会計監査役を選任する。

(1966年7月24日法律第66-537号第254条)

(業務執行者の権限)

L. 226-7 条 ① 業務執行者は、あらゆる場合に会社の名において行為するために最も広範な権限を付与される。

② 第三者との関係では、第三者において業務執行者の行為は会社目的を超えていたことを知っていたこと、または第三者がその状況を見逃しなかったことを会社が立証しなかった場合に限り、会社は、会社目的に属さない業務執行者の行為によっても拘束される。ただし、定款の公示のみではかかる立証を構成するに足りるという主張は、排除される。

③ 本条から生じる業務執行者の権限を制限する定款規定は、第三者に対抗することができない。

④ 業務執行者が2人以上ある場合には、業務執行者は本条所定の権限を各自保有する。他の業務執行者の行為に対して一業務執行者によりなされた異議は、第三者がそれを知っていたことが証明されない限り、第三者に対して効力を有しない。

⑤ 本節の規定の留保のもとに、業務執行者は、株式会社の取締役会と同一の義務を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第255条)

#### (業務執行者の報酬)

L. 226-8 条 定款所定のもの以外の報酬は、すべて通常総会によってのみ業務執行者に付与されることができる。当該報酬は、反対の条項のない限り、全員一致でもたらされた無限責任社員の同意をもってのみ与えられることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第256条)

#### (業務監査役会の職務)

L. 226-9 条 ① 業務監査役会は、会社の業務執行に対する常時的監査を担当する。この目的のため、業務監査役会は、会計監査役と同一の権限を有する。

② 業務監査役会は、年次通常総会に対して報告書を作成し、その報告書において、当該会計年度の年次計算書類および場合により連結計算書類において発見されたとくに不正規性および不正確性を指摘する。

③ 業務監査役会は、会計監査役の措置に委ねられる文書について、会計監査役と同時にその提出を受ける。

④ 業務監査役会は、株主総会を招集することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第257条)

#### (業務監査役会の決議事項)

L. 226-9-1 条 (2000年1月27日法律第2011-103号第8-Ⅲ条) 業務監査役会は、毎年、職業上および賃金の平等に関する会社の政策について、決議を行  
372(1086) 法と政治 66巻4号 (2016年2月)

う。労働法典 L. 2323-57条所定の企業における女性と男性の雇用および職業教育の一般要件についての比較状況に関する報告書を作成すべき会社において、および、同法典 L. 1143-1 条の対象となる女性と男性間の職業上の平等に関する計画を実行する会社においては、業務監査役会はこれらの根拠を決議する。

(利益相反取引)

L. 226-10条 ① L. 225-38条ないし L. 225-43条の規定は、会社と業務執行者の1人、業務監査役会構成員の1人、議決権のうち(2003年8月1日法律第2003-706号第123-I条)《10パーセント<sup>(21)</sup>》を超える部分を有する株主の1人、またはその株主が会社である場合には当該会社を L. 233-3 条の意味で支配する会社との間において、直接または仲介人によりなされる契約に適用される。同様に、当該規定は、上記の者のうちの1人が間接的に利害関係者である契約にも適用される。

② 上記の規定は、会社の業務執行者の1人または業務監査役会構成員の1人が、他の企業の所有者・無限責任社員・業務執行者・取締役・業務執行役員・業務執行役会の構成員または業務監査役会の構成員であるときは、会社と当該企業との間でなされる契約にも適用される。

③ L. 225-38条第1項所定の授権は、業務監査役会により付与される。

(1966年7月24日法律第66-537号第258条)

(適用規定)

R. 226-2条 ① R. 225-30条および R. 225-31条の規定は、L. 226-10条所定の契約に適用される。

② R. 225-30条第1項所定の通知書は、業務監査役会長により付与される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第203-1条)

[参照条文] R. 225-30条および R. 225-31条 (L. 225-40条の参照条文)

(業務監査役会長による報告書の作成)

L. 226-10-1条 ① (2001年4月1日施行の2009年1月22日オルドナンス

---

(21) 旧規定は、5パーセントであった。

第2009-80号第7-XII条)《会社の金融証券が規制市場上での取引を認められているときは、》(2008年7月3日法律第2008-649号第28条)《業務監査役会長は、L. 225-102条・L. 225-102-1条およびL. 233-26条所定の報告書に添付されかつL. 225-68条第7項ないし第9項所定の情報を含む報告書を作成する。

② 《当該報告書は、業務監査役会により承認され、公表される。》

③ (2009年5月12日法律第2009-526号)《会計監査役は、L. 225-235条所定の要件のもとに、会計上と財政上の情報の作成および処理に関する内部監査および危機管理の所見のために、当該報告書についての所見を述べる。会計監査役は、同一の要件のもとに、必要な他の情報について証明する。

(定款の変更)

L. 226-11条 ① 定款の変更は、反対の条項のない限り、無限責任社員全員の同意を要する。

② 資本増加の結果生ずる定款の変更は、業務執行者により認証される。

(1966年7月24日法律第66-537号第259条)

(民事責任)

L. 226-12条 ① L. 225-109条およびL. 225-249条の規定は、業務執行者および業務監査役会構成員に適用される。

② L. 225-52条・L. 225-251条およびL. 225-255条の規定は、業務執行者が社員でない場合にも適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第260条)

(役員の持株)

R. 226-3条 R. 225-110条ないしR. 225-112条の規定は、業務執行者および業務監査役会構成員に適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号第203-2条)

(民事責任)

L. 226-13条 ① 業務監査役会構成員は、業務執行行為およびその行為の結果を理由としてはいかなる責任も課されない。

② 業務監査役会構成員は、業務執行者によりなされた違法行為について、そ

れを知りながら総会において指摘しなかったときは、民事上の責任を宣告されることができる。業務監査役会構成員は、その委任の遂行上なされた自己の過失について責任を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第261条)

(組織変更)

L. 226-14条 株式会社合資会社から株式会社または有限会社への組織変更は、非常株主総会により、無限責任社員の多数の同意をもって決定される。

(1966年7月24日法律第66-537号第262条)

## 第7節 簡易株式発行会社<sup>(22)</sup>

L. 227-1条 ① 簡易株式発行会社は、その出資を限度としてのみ損失を負担する1人または2人以上の者により設立されることができる。

② 当該会社が唯一の者からのみ構成されるときは、その者は“一人社員”と称される。一人社員は、本節が合議による決定について規定するとき、社員全員に帰属している権限を行使する。

③ 本節所定の特別規定と抵触しない範囲内において、(2008年8月4日法律第2008-776号第59-I条)《L. 224-2条・L. 225-17条ないしL. 225-126条・L. 225-243条およびL. 233-8条I<sup>(23)</sup>》条を除き、株式会社に関する法規は、簡易株式発行会社に適用されることができる。当該法規の適用に関し、取締役会および取締役会長の権限は、簡易株式発行会社の社長または定款がこのために指名する1人もしくは2人以上の指揮者により行使される。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-1条)

④ (2008年8月4日法律第2008-776号第59-I条)《簡易株式発行会社は、民法典1843-2条に定められたような労務出資の結果生ずる譲渡不可能な株式を発行することができる。定款は、当該株式の引受および割当の方法を決定する。定款は、当該株式の発行後、当該株式がL. 225-8条所定の要件のもとにおい

(22) société par actions simplifiée

(23) 旧規定は、L. 225-17条ないしL. 225-126条およびL. 225-243条であった。

て評価の対象となる期間についても規定する。

⑤ 《自然人である一人社員が自ら社長を担当する簡易株式発行会社は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定された、簡略化された公示手続に従う。当該デクレは、民事及び商事公告官報への掲載を免除する条件を定めるものとする。》

L. 227-2 条 (2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第7-XIII条) 簡易株式発行会社は、金融証券の公開買付手続を行うことはできず、または簡易株式発行会社の株式について規制市場上での取引の許可手続を行うことはできない。しかしながら、簡易株式発行会社は、通貨および金融法典 L. 411-2 条 I の2および3 (2014年10月1日施行の2014年5月30日オルドナンス第2014-559号第13条)《・I bis》ならびにII所定の買付を行うことができる。

(会社による買付)

L. 227-2-1 条 (2014年10月1日施行の2014年5月30日オルドナンス第2014-559号第13条) I. -

L. 227-1 条および L. 227-9 条の適用除外により、簡易株式発行会社が通貨および金融法典 L. 411-2 条 I bis 所定の買付を行うとき：

1号 L. 225-122条ないし L. 225-125条は適用されることができる；

2号 L. 225-96条ないし L. 225-98条は適用されることができる；

3号 L. 225-105条第3項は適用されることができる；

4号 社員の契約は、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた期間内および手続において作成される。不正規に招集された総会は、すべて取り消すことができる。ただし、無効訴権は、全社員が出席しまたは代理されるときは、受理されることができる。

II. - 買付を行う会社が他の会社において資本参加を行いつ管理することを目的とするときは、上記 I の規定は当該会社が資本参加を行う会社にも適用される。

(組織変更)

L. 225-3 条 簡易株式発行会社への組織変更の決議は、社員の全員一致によりなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-4条)

(一人会社)

L. 227-4 条 簡易株式発行会社の全株式が1人のみに結集したときは、裁判上の解散に関する民法典1844-5条の規定は適用されることができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-5条)

(会社の指揮)

L. 227-5 条 定款は、会社が指揮される要件を定める。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-6条)

(社長の権限)

L. 227-6 条 ① 会社は、定款所定の要件のもとに選任された社長により第三者に対して代表される。社長は、会社目的の制限内であらゆる場合に会社の名において行動する最も広範な権限を付与されている。

② 第三者との関係では、第三者において当該行為が会社目的を越えていたことを知っていたこと、または第三者がその状況を無視しえなかったことを会社が立証しえなかった場合に限り、会社は、会社目的に属さない社長の行為によっても拘束される。ただし、定款の公示のみではかかる立証を構成するに足りるという主張は、排除される。

③ (2003年8月1日法律第2003-706号第118条)《定款は、社長以外の業務執行役員または担当業務執行役員の資格を有する1人または2人以上の者が本節により社長に付与された権限を行使することができる要件を規定することができる。》

④ 社長の権限を制限する定款規定は、第三者に対抗することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-7条)

(法人指揮者)

L. 227-7 条 法人が簡易株式発行会社の社長または指揮者に任命されたときは、当該法人の指揮者は、自己が指揮する法人の連帯責任を妨げることなく、当該指揮者が自己の名で社長または指揮者となる場合と同様の要件および義務に服しかつ同様の民事上および刑事上の責任を負う。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-8条)

(社長および指揮者の責任)

L. 227-8 条 株式会社の取締役会構成員および業務執行役会構成員の責任を定める規定は、簡易株式発行会社の社長および指揮者に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-9条)

(社員の合議による決議)

L. 227-9 条 ① 定款は、当該定款が定める手続および要件のもとに、社員により合議でなされるべき決議事項を規定する。

② しかしながら、資本の増加・償還および減少・合併・分割・解散・(2001年5月15日法律第2001-420号)《他の形態の会社への組織変更・》会計監査役の選任・年次計算書類ならびに利益に関して株式会社の非常総会および通常総会に付与されている権限は、定款所定の要件のもとに、社員により合議で行使される。

③ 1人のみの社員を有する会社においては、事業報告書・年次計算書類、および場合により連結計算書類は社長により決定される。一人社員は、(2008年8月4日法律第2008-776号第59-I条)《会計監査役が存するときは》会計監査役の報告後、会計年度の終了から6ヶ月以内に計算書類を承認する。一人社員は、当該権限を委任することはできない。当該決定は登記簿に登録される。(2008年8月4日法律第2008-776号第59-I条)《自然人である一人社員が自ら社長を担当するときは、同一の期間内に、適法に署名された財産目録および年次計算書類の商事及び会社登記簿への付託は、一人社員が商事裁判所書記課により交付された受領証を前文所定の登記簿に付すべきことなく、計算書類の承認をもたらす。》

④ 本条の規定に違反してなされた決議は、すべての利害関係者の請求により  
378(1092) 法と政治 66巻4号 (2016年2月)

無効とされうる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-10条)

翻

(会計監査役の選任)

L. 227-9-1 条 (2008年8月4日法律第2008-776号第59-I条) ① 社員は、L. 227-9条所定の要件のもとに、1人または2人以上の会計監査役を任命することができる。

訳

② 会社の会計年度の終了時にコンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた次の値のうち2つを超えている簡易株式発行会社は、1人以上の会計監査役を選任しなければならない：貸借対照表の合計・税金を除く取引総額、または会計年度中の従業員の平均人数。

③ L. 233-16条IIおよびIIIの意味で1または2以上の会社を支配している、または同IIおよびIIIの意味で1または2以上の会社により支配されている簡易株式発行会社も、1人以上の会計監査役を選任しなければならない。

④ 前2項所定の要件が満たされない場合であっても、会計監査役の任命は、資本の10分の1以上を有する1または2人以上の社員により裁判上請求されることができる。

(会計監査役の選任)

R. 227-1 条 (2009年2月25日デクレ第2009-234号第5条) ① 会計監査役の選任に関するL. 227-9-1条の適用については、貸借対照表の合計は100万ユーロに、税金を除く取引総額は200万ユーロに、会計年度中に雇用された常勤の従業員の平均人数は20名に定められる。

② 貸借対象表の総額・税金を除く取引総額および従業員の平均人数は、R. 123-200条第4項・第5項および第6項に従って決定される。

③ 会社は、会計監査役の委任の満了までの2会計年度中に3つの基準のうち2つについて定められた数値を超えなかった以上、会計監査役をもはや選任する義務を負わない。

④ L. 227-9-1条第4項所定の場合において、会計監査役は、レフェレの形式により決定を下す商事裁判所長の命令により選任される。

(利益相反取引)

L. 227-10条 ① 《会計監査役 (2008年8月4日法律第2008-776号第59-I

条)《、または会計監査役が選任されなかったときは会社の社長》は、会社と社長・指揮者の1人・議決権のうち(2003年8月1日法律第2003-706号第123-I条)《10パーセント<sup>(24)</sup>》を超える部分を有する株主の1人、またはその株主が会社である場合には当該会社をL.233-3条の意味で支配する会社との間において、直接または仲介人によりなされる契約に関する報告書を、社員に提出する。》

- ② 社員は、当該報告書にもとづいて決定を下す。
- ③ 承認されていない契約であっても、利害関係者ならびに場合によっては社長および他の指揮者が会社に対して損害を与える結果を負担するという条件で、その効力を生じる。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、会社が1人のみの社員を有するときは、会社とその指揮者との間において、直接または仲介人によりなされた契約の決定については、登記簿への記載のみがなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-11条)

(適用除外)

L.227-11条 (2011年5月17日法律第2011-525号第58-3°条) L.227-10条の規定は、日常の取引を対象として行われる契約および普通一般の条件で締結される契約には、適用されない。

(金銭貸付等の禁止)

L.227-12条 L.225-43条所定の禁止は、当該条文所定の要件のもとに、会社の社長および指揮者に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-13条)

---

(24) 旧規定は、5パーセントであった。

(株式の譲渡禁止)

L. 227-13条 会社の定款は、10年を超えない期間について、株式の譲渡不  
可能性を規定することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-14条)

(株式の譲渡承認)

L. 227-14条 定款は、あらゆる株式の譲渡を会社の事前の承認に服させる  
ことができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-15条)

(譲渡の効力)

L. 227-15条 定款条項に違反してなされた譲渡は、すべて無効である。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-16条)

(株式の強制譲渡)

L. 227-16条 ① 定款はその定める要件のもとに、社員が株式を譲渡する  
義務を負わされうることを規定することができる。

② 当該定款は、社員が前項の株式の譲渡手続をしない限り、当該社員の非財  
産的権利の一時停止をも規定することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-17条)

(社員が会社である場合)

L. 227-17条 ① 定款は、L. 223-3条の意味での支配が変更された社員で  
ある会社が、その変更後ただちに、そのことを簡易株式発行会社に報知する旨  
を定めることができる。当該簡易株式発行会社は、定款所定の要件のもとに、  
当該社員の非財産的権利の行使を停止すること、および当該社員を除名するこ  
とを決定することができる。

② 前項の規定は、同一の要件のもとに、合併・分割および解散行為の結果と  
して当該資格を取得した社員に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-18条)

(株式の譲渡価格の決定)

L. 227-18条 ① 会社が L. 227-14条・L. 227-16条および L. 227-17条を適用して規定した条項を用いる場合における株式の譲渡価格の態様を、定款が規定していない場合には、当該価格は当事者間の合意により、または合意のない場合には民法典1843-4条所定の要件のもとに決定される。

② 株式が会社により買い戻されるときは、当該会社は、6ヶ月以内に当該株式を譲渡または消却しなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-19条)

(定款変更)

L. 227-19条 L. 227-13条・L. 227-14条・L. 227-16条および L. 227-17条の対象となる定款条項は、社員の全員一致によってのみ採用されまたは変更されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-20条)

(一人会社に対する適用除外)

L. 227-20条 L. 227-13条ないし L. 227-19条は、1人のみの社員を有する会社に適用されない。

(1966年7月24日法律第66-537号第262-21条)